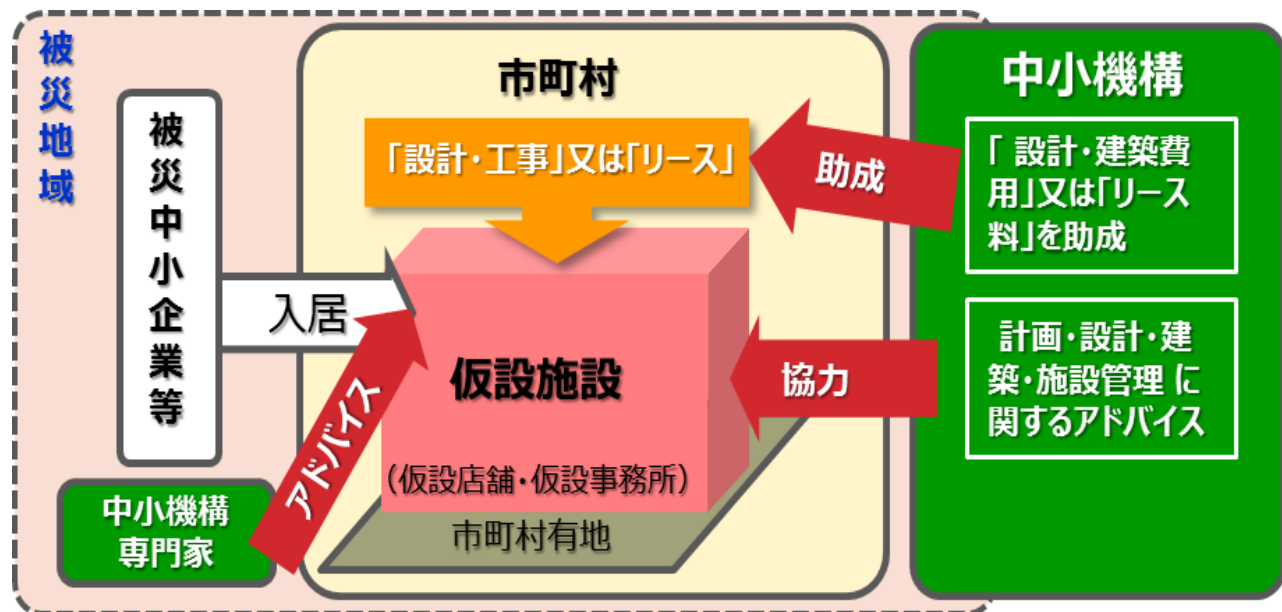


令和2年7月豪雨対策支援（市町村向け助成）

仮施設整備支援事業

令和2年7月豪雨で被害を受けた熊本県内の市町村において、市町村が行う仮施設（早期の事業活動再開を希望する中小企業等が入居する店舗、事務所等の集合型仮施設）の整備を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が助成・協力します。



【1. 助成の対象者】

熊本県の市町村

※本事業は市町村を対象にした制度です。

【2. 助成の要件】

1) 仮施設への入居要件等

- * 災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業・小規模事業者
- * 一棟の仮施設に、複数の被災事業者が入居することが必要です。
- * 具体的な入居者の要件・選定については、市町村にてご判断下さい。

2) 用途・面積等

- * 店舗、事務所：1事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100㎡のいずれか低い方を上限とします。

3) 仮施設の敷地（用地）の要件

- * 原則、公共用地とします。（借地の場合、借地料は助成対象外）

【3. 助成の内容】

次の1) 又は2) について、その全額を中小機構が市町村に助成します。

- 1) 仮施設に係る設計費、建築費
- 2) 仮施設に係る設計費、リース費用

※内装工事等の入居者負担が生じることにご注意ください。
※用地購入費、借地料等は助成対象となりません。

【4. 施設の管理等】

- * 市町村が施設を管理・運営してください。
- * 入居料は原則無償として下さい。（共用部の光熱費など、実費相当の共益費の徴収はこの限りではありません。）

【5. 申請期限】

申請期限は令和3年2月末までとなります（随時受付）。

【6. 仮施設のイメージ】

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）対策支援
■岡山県倉敷市真備地区 仮設店舗（「復興商店街」）



- 整備主体：倉敷市
- 完成日：平成31年3月1日
- 構造等：平屋建て1棟 共同トイレ
- 延床面積：264㎡
- 建築方式：リース契約
- 入居者数：5事業者（各区画50㎡で画一化）

＜お問合せ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 復興支援課
TEL：03-5470-1565 FAX：03-5470-1566
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル8階

市町村からのご要望に応じ、制度や手続きについてご説明にお伺いします。